

令和8年3月27日

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市議会  
議長 則竹 安郎

一宮市議会規程第1号

一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部を改正する規程  
一宮市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程(令和5年一宮市議会規程第1号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(個人識別符号) 第3条 条例第2条第2項の一宮市議会議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。 (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号 (6)～(15) 略 (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第12条第3項の被保険者証の番号及び被保険者番号 (17) 略	(個人識別符号) 第3条 略  (1)～(4) 略 (5) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条第5号に規定する旅券(日本国政府の発行したものを除く。)の番号及び同法第19条の4第1項第4号の在留カードの番号 (6)～(15) 略 (16) 介護保険法(平成9年法律第123号)第201条の2第1項に規定する被保険者番号等 (17) 略

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

## 付 則

この規程中、第3条第16号の改正規定は全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)第14条の規定の施行の日から、第3条第5号の改正規定は令和8年6月14日から施行する。